

新しい公共島根県運営委員会設置要綱

【設置】

第1条 NPO等の「新しい公共の担い手」の活動基盤の質を高め、寄附活動を促進し、協働の力で地域課題へ対応することにより、社会全般で新しい公共を創造するという目的をもった『新しい公共支援事業』（以下「支援事業」という。）に関し、島根県における運営を円滑に進めるため、新しい公共島根県運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

【所掌事務】

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 支援事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討に関すること
- (2) 都道府県が委託する事業における団体・組織からの提案の選定に関すること
- (3) NPO等の支援対象者及び支援対象者が実施する事業の選定に関すること
- (4) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の選定に関すること
- (5) 各事業の進捗状況の把握と評価に関すること
- (6) 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等に関すること
- (7) 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応に関すること
- (8) 事業等の選定基準の検討に関すること
- (9) その他

【組織】

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

【委員長及び委員長代理】

第4条 委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員長は委員の互選により、委員長代理は委員長の指名によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

【アドバイザー】

第5条 委員会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは委員長が任命する。

【会議】

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は公開とする。

4 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

【事務局】

第7条 委員会の庶務は環境生活部環境生活総務課において処理する。

【その他】

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。